

四日市市告示第143号

四日市市ふれあいいきいきサロン推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市ふれあいいきいきサロン推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市ふれあいいきいきサロン推進事業補助金交付要綱（平成17年四日市市告示第224号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、 <u>その効力を失う。</u>	附 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)